

# 施工体制台帳の記載内容と添付書類

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め作成しなければなりません。

また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

下請負人（一次下請け以降）が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ添付すべき書類と併せて元請負人に提出しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆元請負人に関する事項</li> <li>○発注者から請負った工事内容</li> <li>○建設業許可の内容</li> <li>○配置技術者の氏名と資格内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者との契約書の写し</li> <li>○下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)</li> <li>○監理技術者証の写し(公共工事)又は監理技術者資格を有することを証する書面</li> <li>○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し (国家資格等の技術検定合格証明等の写し)</li> <li>○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> </ul>	

	再下請負通知書に記載すべき内容	再下請負通知書に添付すべき書類
下請	<ul style="list-style-type: none"> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆再下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> </ul>	

※建設業許可の内容は建設業の許可の写し等で確認できます。

公共工事においては、再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額が記載されていなければなりません。

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備置なければなりません。



工事の目的物の引き渡しから5年間保存

